

駒ヶ根市区長会

令和 8 年 9 月 8 日
市役所大会議室（本庁 2 階）

- 1 市議会傍聴
9 月市議会定例会本会議 一般質問傍聴
- 2 区長会長挨拶
- 3 協議事項
市からの連絡・依頼事項

	項 目	担当部署	備 考	頁
1	令和 8 年度赤い羽根共同募金について	社会福祉協議会	10 月文書配布 提出期限 11/27	1
2	「安心・安全なまちづくり配分（助成）」の 公募について	社会福祉協議会		3
3	長野県保護観察協会の賛助募金について	福祉課	10 月文書配布 振込依頼書有 振込期限 11/27	6
4	生活支援コーディネーターの改選について	地域保健課		8
5	小型除雪機の利用状況に関するアンケート結 果について	建設課		9
6	I P 無線機の整備について	危機管理課		15
7	その他			
	① 地域住民と外国籍住民がともに考える防 災講座について	企画振興課		19
	② コミュニティ助成事務について 9/7 〆切	総務課		20
	③ 集会施設等 L E D 化補助事業について	総務課		21
	④ モデル事業の実施地区について	総務課		23
	⑤ 区事務費交付金の支払日について 10/9 振込	総務課		
	⑥ その他			

- 4 その他
 - (1) 区長会要望について
 - ① 道路等の事業要望締め切りについて
 - ② 「敬老会」事業について
 - ③ 第 2 回アンケート結果について
 - ④ その他
- 5 今後の日程に関する検討について
 - 視察研修 10 月 26 日（月）～10 月 27 日（火）
視察先 : 福島県二本松市（友好都市） 二本松市区長会会長との懇談 他
宿泊 : ホテルルートイン二本松
 - 10 月区長会 10 月 23 日（金）午後 4 時 会場：元 J A 東伊那支所
 - 12 月区長会 11 月 25 日（水）午後 4 時 会場：本庁大会議室（市役所 2 階）
 - 最終区長会 1 月 29 日（金）午後 4 時 会場：本庁大会議室（市役所 2 階）

- 6 閉 会
（懇親会）18 時～（アイパル） 負担金 2,000 円

令和8年9月8日

区 長 各位

駒ヶ根市共同募金委員会 会長 伊藤祐三
〔公印省略〕

令和8年度赤い羽根共同募金について（依頼）

初秋の候 皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。標記の件につきましては、毎年格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も10月から全国一斉に募金運動が展開されます。駒ヶ根市もこの期間中、戸別・法人・学校・職域へ呼びかけをさせていただき、募金をお願いすることになりました。

つきましては、「戸別募金」を封筒による方法で自治組合を通じてお願いしたいと思っております。地区の役員の皆様にはお手数をおかけいたしますが下記日程で取りまとめをいただきたく、宜しくお願い申し上げます。

記

1 戸別募金目標額について

目安：一世帯あたり1,000円

共同募金は社会福祉法に基づき、事前に用途計画と目標額を定めて行う計画募金です。

募金をご寄付者の自発的協力を基礎といたしますので強制ではありませんが、市内のボランティア団体・福祉団体が行う社会福祉活動等の支援のためにご協力をお願い致します。

2 募金資料

10月13日の文書配布日に、チラシ・募金用封筒・赤い羽根を区長さんのところへお届けしますので、各戸へ配布してください。

3 募金取りまとめ

(1) 隣組長様

募金入り封筒を11月13日（金）までに自治組合長さんへ（未開封でけっこうです）

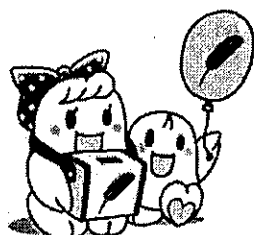
(2) 自治組合長様

隣組長さんから提出された募金入り封筒を11月20日（金）までに区長さんへ
（未開封でけっこうです）

(3) 区長様

自治組合長さんから提出された募金入り封筒を11月27日（金）までに事務局
梨の木のふれあいセンター又は、中沢支所、東伊那支所へお届けください。

（未開封でけっこうです）



駒ヶ根市共同募金委員会事務局

駒ヶ根市社会福祉協議会 電話 81-5900

担当 倉田・武井

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



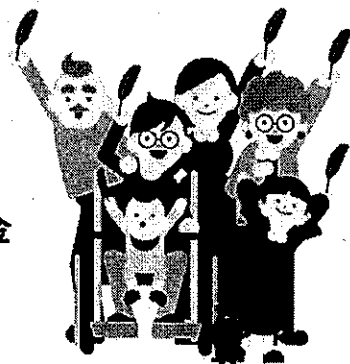
募金運動期間 10月1日～12月31日

令和8年度募金目標額 **6,060,000円**

(昨年度募金実績額 5,967,148円)

共同募金は、事前に使いみちや必要額を決め、目標額として募金を集める計画募金です。

強制ではありませんがご理解とご協力をお願いいたします。



令和7年度に実施された地域の福祉活動をご紹介します！

福祉教育事業



《夏休み福祉わくわく体験》

「認知症」が身近になった今。この日はクイズや寸劇、絵本をとおして皆で学び、認知症サポーターの「マスコット」ろば隊長”を作りました。

生活支援事業



《食料応援の日》

ボランティアグループ「おいでなんしょ子ども食堂」のみなさんと一緒にご寄付いただいた食品と購入した食品を必要な方にお渡しする会を開きました。

地域への支援事業



《地域見守り支え合い事業》

地域住民が自ら地域の困りごとや健康づくりに取り組む活動の振興を図るため、さまざまなアイデアと地域力を活かし、支え合える活動に助成しています。

令和7年度助成金への **ありがとうメッセージ**

37助成団体からメッセージが届きました。
ほんの一部ですが紹介します。

団体名 てんとう虫しの会

この度は皆様からのご寄付ありがとうございました。
不登校の親の会、発達障害家族会「はらぼろ」、学校へ行きづらい、行っていない子どもと親の居場所「みはな」を開設することができました。
子どもたちと保護者へ、安心して過ごせる場所にしました。



団体名 駒ヶ根点字サークル

目の不自由な方々に、必要な情報・読みたい本などを、パソコンで点訳し、点字プリンターで印刷して、お届けしています。

点字プリンターで使用する用紙は、弊用のもので、普通紙よりも密着です。

助成金の多くは、用紙の購入に活用させていただいており、感謝しております。

本当に、ありがとうございます。





令和8年度(令和9年度実施) 安心・安全なまちづくり配分募集要領

ありがとう。これから一緒に。

配分目的	近年、私たちが暮らす身近な地域で、地震や風水害などの災害により甚大な被害が数多く発生しており、地域における防災意識等の高まりとともに、日頃からの助け合いのネットワークづくりや住民の自治力の形成をはじめとした地域福祉の裾野を広げる活動を資金面から支援することを目的とします。
対象団体	事業目的を明記した会則等を有する非営利の住民組織団体（地縁団体である自治会、町内会及び自主防災会等）とします。 ただし、県民連合会又は連盟組織における各地域組織等に位置づけられているものは除き、過去に本事業の配分を受けている団体は対象としません。 （※本年度も2回目の申請は、対象外となります。） また、複数の住民組織団体により構成される住民自治協議会やまちづくり委員会が申請団体となる場合は、住民自治組織等の名称の後に必ず地区名を入れることとし、地区名は、申請事業実施地区又は物品保管地区とします。
対象事業	市町村域内において、地域住民を対象とした避難・避難生活を想定して行う下記の防災・減災に係る物品の整備とします。 複数メニューを選択することも可能です。 ○防災物品メニュー（※団体で所有・管理するもの） ・発電機・ポータブル電源・ソーラーパネル・投光器・投光器スタンド・ヘルメット ・ヘッドライト・テントセット・（テント式）簡易トイレ・炊出用釜・安全ベスト ・ポータブルアンプ及びマイクセット・拡声器・発電式ラジオ・無線機・車いす ・車いす補助具・リヤカー・担架・救急セット・防災リュック・パーテーション ・救助用工具セット・防災物品保管用倉庫（物置）・AED ・避難所用寝具（段ボールベット・簡易ベット・寝袋等）・冷暖房（持ち運びが可能なもの扇風機・サーキュレーター・ストーブ・ジェットヒーター） ※団体で所有・管理とは、住民等への配布は対象外ですが、貸与することは可能です。 ○付属品について 上記防災物品メニューの付属品（ガソリン携行缶・コードリール・トイレ処理セット・バッテリー等）としては対象とし、単品購入は対象外とします。
対象外事業	○建物に附属するもの ・建物改修・トイレ改修・誘導灯・エアコン 等 ○物品でないものや直接防災・減災に関係しないと考えられるもの ・消耗品・飲食物・燃料・台車・座布団・ボール・ジャッキ・チェーンソー・レシプロソー・ホワイトボード・カラーコーン・テレビ・脚立、梯子・浄水器 等 ○行政など他の助成で対応できると考えられるもの ・毛布・消火器・消防ホース等の消防関係のもの 等 ※購入のみを対象としており、リース・レンタルは対象外となります。 ※消耗品については、ご希望の声もいただきますが、地域で長い間（最低5年間）使用・管理していただきたいため対象外としております。
配分額	配分限度額：20万円（千円未満切捨て） ※申請時は、千円未満切捨てで配分決定しますが、精算時に配分決定額を下回った場合は、端数まで配分します。 ※インターネットでの購入も可能ですが、申請時と購入時に価格の変動がある可能性が高く、購入価格が上がった場合には配分決定額は増えず、購入価格が下がった場合には配分決定額が下がる可能性があることを踏まえたうえでご検討ください。

募集期間	令和8年(2026年)9月1日(火)～11月30日(月) ※市町村共同募金委員会(支会)で受け付けた申請書類は、12月7日(月)までに県本会宛にお送りください。
申請書等 入手先	・地元の市町村共同募金委員会(支会) ※市町村社会福祉協議会等 ・長野県共同募金会ホームページ (https://www.akaihane-nagano.or.jp/receive-grants)
申請方法	配分希望団体は、申請書に必要な書類を添付し、提出期限までに地元の市町村共同募金委員会(支会)に申請書類1部をご提出ください。
配分決定	過去の配分履歴、地域バランス等を勘案して優先順位を付し、予算の範囲内で決定しますので、申請すれば必ず決定されるものではありません。 本会の配分委員会、理事会及び評議員会により決定し、配分決定団体には、令和9年3月下旬に配分決定通知書を交付します。
事業実施 期間	令和9年(2027年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日
留意事項	○近年の募金実績推移及び申請多数の状況を鑑み、2回目の申請は対象としません。 ○毎年お問い合わせがありますが、防災物品メニューにないものは、本年度の対象物品となりません。メニューにない物品で希望するメニューがありましたら、来年度以降のメニューとして検討しますのでお知らせください。 ○事業実施期間以前に購入したものは、対象となりません。 ○購入後に回覧や広報誌で共同募金の配分事業であることの周知をお願いします。 ○購入物品には配分明示シールを貼付し、地域に共同募金による事業として広報してください。 ○他の助成との併用も可能ですが、経費について助成ごとに区分して経理することが必要です。

駒ヶ根市社会福祉協議会ホームページ <http://www.kmshakyo.org/>



←「ダウンロードボタン」を押していただくと、
申請書類をダウンロードできます。

共同募金 安心・安全なまちづくり配分一覧

	所在地／団体名	申請事業名	備品	配分額
R7	上赤須区自主防災会	防災物品整備事業	デジタル簡易無線3台、ロングアンテナ3本 防火用ヘルメット9個	198,000
	大手中林会	防災物品整備事業	テント式簡易トイレ一式4台	200,000
	伊那自治組合	防災物品整備事業	リヤカー2台、担架1台、救急セット1個	200,000
	塩田自治組合	防災物品整備事業	AED1台	200,000
R6	北割二区 女体自治組合	防災物品整備事業	リヤカー1台 タンカ2台	170,000
	上穂町区	防災物品整備事業	ポータブルアンプ及びマイクセット一式	198,000
	赤須町一区	防災物品整備事業	ポータブルアンプ及びマイクセット一式	194,000
R5	北割一区 久保自治組合	防災物品整備事業	ワンタッチトイレ2器	70,000
	中沢区	防災物品整備事業	ワイヤレスアンプ1台ワイヤレスチューナー1台 ワイヤレスマイク2本	198,000
	東伊那区	防災物品整備事業	デジタル登録局無線機7台	200,000
H30	町2区	防災物品保管庫整備事業	物置1台	200,000
H29	福岡地区社会福祉協議会	避難所用物品整備事業	緊急災害用煮炊釜2台	200,000
H28	福岡区 第9自治組合	避難所用物品整備事業	炊飯器一式・集会所ガス栓増設	196,000
	上赤須区	負傷者・障がい者移動用物品整備事業	折畳式リヤカー1台・折畳式担架3台	186,000
	町二区	防災物品保管庫整備事業	物置1台	200,000
	町三区	避難所用品整備事業	発電機1機	170,000
	中沢区 中山自治組合	避難所用品整備事業	発電機1機・灯光器1器	189,000
	下平区	避難所用品整備事業	発電機1機・灯光器1器	170,000
	市場割区 美里自治会	避難所用品整備事業	発電機1機・灯光器1器	189,000
	赤須町 四区	避難所用品整備事業	発電機1機	172,000
	赤須町一区自主防災会	避難誘導用物品整備事業	トランシーバー3台	200,000
H27	北割1区 菅の台自治組合	護身用物品整備事業	防災ヘルメット 計50個	70,000
	東伊那区 火山自治組合	防災物品保管庫整備事業	防災用品保管庫	200,000
H26	小町屋区 下市場自治組合	負傷者・障がい者移動用物品整備事業	車イス1台	106,000
	中沢 菅沼自治組合	避難所用物品整備事業	炊出用ガス炊飯器	38,000
	東伊那区	護身用物品整備事業	防災ヘルメット 計45個	115,000
	北割1区 馬場自治組合	避難所用物品整備事業	テント1張り	196,000
H25	福岡区自主防災会	負傷者・障がい者移動用物品整備事業	二つ折り担架10台・介助用車椅子1台	198,000
	市場割区 放下小平自主防災会	負傷者・障がい者移動用物品整備事業	折畳式リヤカー1台・折畳式担架1台	131,000
	南割区	負傷者・障がい者移動用物品整備事業	四つ折り担架 7台	200,000
	中割区	負傷者・障がい者移動用物品整備事業	四つ折り担架 7台	200,000
H24	北割2区自主防災会	避難所用物品整備事業	テント1張り	197,000
H21	町4区 2町内	避難所用物品整備事業	発電機・車椅子	200,000

令和 8 年 9 月 8 日

区 長 各 位

長野県保護観察協会会長 阿部 守一
駒ヶ根市保護司会代表 堀内 宏一

長野県保護観察協会の賛助募金について（お願い）

長野県保護観察協会の賛助募金につきましては、毎年格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の社会の動きは実にめまぐるしいものがあり、犯罪や非行もその内容が一段と多様化・悪質化する傾向にあります。このような状況下で保護司、更生保護婦人会員等が一丸となって、犯罪や非行に陥った人たちの更生のための活動や犯罪・非行の予防のための地域活動に取り組んでいます。

しかしながら、当協会の財政基盤はこの活動に十分に対応し得ない状況にあります。

どうか、皆様におかれましては当協会の趣旨をご賢察いただき、賛助募金のご協力を賜り、犯罪と非行のない明るい長野県づくり・駒ヶ根市づくりのため何分のご支援をくださいますようお願い申し上げます。

併せて、募金の取りまとめについてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1 賛助募金

1戸あたり 150円

10月の定例文書で配布します。
よろしくお願いします。

2 募金の取りまとめについて

隣組長（常会長）さんは 11月13日までに自治組合長さんへ、

自治組合長さんは 11月20日までに区長さんへ、

区長さんは 11月27日までに振込みをお願いいたします。

3 募金の入金について

銀行窓口にて、タブレット端末に以下の事項を入力いただき、ご入金をお願いいたします。

（赤穂地区）上伊那農協 駒ヶ根支所 6282059 駒ヶ根市役所福祉課

（中沢・東伊那地区）上伊那農協 駒ヶ根東支所 6175775 駒ヶ根市福祉事務所

※上伊那農業共同組合の駒ヶ根支所・駒ヶ根東支所で入金いただいた場合、手数料はかかりません。

※とりまとめの古封筒、集計用紙が必要な場合は、下記までご連絡をお願いします。

問合せ先

駒ヶ根市 福祉課 社会福祉係 担当：小林・堺澤

TEL 83-2111（内線311） FAX 83-8590

【保護観察の目的】

犯罪をした人又は非行のある少年が、罪をつぐない社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。実社会の中でその健全な一員として更生するために、地域の保護司を始め多くの人が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



更生保護に関わる 方々・団体

○保護司

法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、保護観察官と一緒に保護観察を行うほか、犯罪や非行防止のための地域浄化活動などに当たっています。非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。

○更生保護女性会

女性の立場から更生保護に協力し犯罪や非行のない社会を実現しようという有志女性のボランティアです。

○更生保護協力雇用主

犯罪や非行歴のある人たちを、よく理解して積極的に雇用し、更正に協力している人たちです。

○更生保護施設

法務大臣の許可を受けた更生保護法人が運営する施設で、主に、刑務所から釈放された人たちなどのうち、適当な住居のない人を宿泊させて、生活指導、職業補助などを行い、自立できるよう援助する保護施設です。

OBBS会

(Big Brothers and Sisters Movement)

非行少年や問題少年のよい友達となり、兄や姉の立場から少年の立ち直りを助けるとともに、非行防止活動を行う有志成年ボランティアです。

犯罪と非行のない地域づくりのため、賛助募金のご協力をお願いします。

令和 8 年 9 月 8 日

区 長 各 位

駒ヶ根市長 伊 藤 祐 三

生活支援コーディネーターの改選について〈依頼〉

平成 29 年度から実施している「支え合いの地域づくり」において、各地区からご推薦いただいた生活支援コーディネーターや地域の皆様方のご協力により、住民主体の介護予防は拡充し、生活支援の仕組みづくりも徐々に発展してきています。ご協力に対し深く感謝申し上げます。

さて、その生活支援コーディネーターの任期は 2 年となっており、来年度は改選となります。つきましては、区長様より適任者をご推薦いただきたく、ご依頼申し上げます。

記

1 生活支援コーディネーターの任期（要綱第 3 条第 4 項）

令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日の 2 年間（報酬年額：125,000 円）

2 選任基準

資格等は必要ありません。性別・年齢・過去の実績・役職等とは関係なく、「住民が主体となった地域づくり」に情熱をもって積極的な活動が期待できる方の選出をお願いします。

新任・再任は問いません。現生活支援コーディネーターと相談の上、選考をお願いします。

3 生活支援コーディネーターの目的・役割

①設置目的

関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、コーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

②役割

- ・介護予防・生活支援の担い手の発掘、サービスの開発
- ・関係者のネットワーク化
- ・ニーズとサービスのマッチング

4 今後の推薦日程

区長説明 → 区長推薦 正式依頼 → 市へ推薦状提出 → 市長委嘱
 （9 月区長会） （令和 8 年 11 月） （令和 9 年 3 月） （令和 9 年 4 月）

【問合せ先】

地域保健課 地域包括支援係
 担当：清水 内線 339

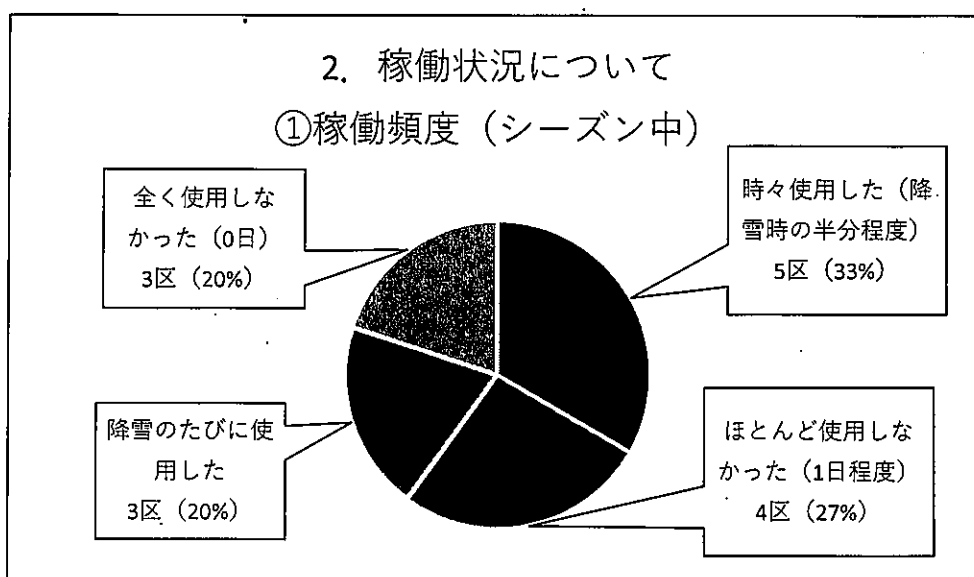
小型除雪機の利用状況に関するアンケート（結果）

1. 基本情報			5. 自由意見
地区名	回答者役職	氏名	
南割	区長	横山 幸雄	・昨年使用説明会を役員で行ったが、なかなかオサベレ……ターの域にはいかないため、一部の人に負担が集中している。
中割	区長	横屋 義昭	・歩道などの狭いところをかくのには罫子がいいです。
北割二区	区長	倉田 高志	
北割一区	除雪従事者	菅沼 孝夫	・歩道、通学路の確保というが、一般の地区内道路は除雪前に通行車両の轍がついており、そこを家庭用の除雪機で除雪した場合、路面が凸凹になるばかりか足もとの雪が中途半端に残り歩きにくく滑りやすくなる。 ・除雪したとしても、その道を通行していく人はほとんどいない。 ・雪を飛ばす先も道路内となったりし、歩行用スペースを道路に確保できず、歩行者は轍のあるところを歩くことになる。 ・除雪についてはそれぞれの地区内の事情があり、除雪していない道路も市内には多々ある。除雪時の地域除雪の現状を説明するなかで、住民の除雪に対する考え方を行政として把握し、駒ヶ根市の本当に必要な有効な除雪はどうあるべきか、しっかり検証し今後の新たな対応を検討するべき。
小町屋区	区長	原田 栄次	
福岡区	区長	小澤 雅樹	・除雪機の移動が問題となっている。 ・役員が軽トラ等をもっていき、年々いいが、ないと近隣しか使えない。 ・せめて軽トラに乗せる梯子（ラダーレール）を配備してほしい。
市場割区	区長	北林 久幸	・ここ数年は雪かきをするほどの降雪もなく、除雪機の出番はほとんど無い状態ですが、もしも大雪が降った場合は、通学路等の除雪をするには必要となりますので維持したいところでは。 ・ただし、維持管理の方法や費用の面では、悩むところです。
上赤須区	区長	北平 浩幸	
町一区	区長	伊藤 和喜	
町二区	区長、 前区長	伊東 邦雄、 北林 美恵子	・バッテリー交換費用についても、市から補助をしてほしい。 ・近年大雪は降っておらず稼働していないため、バッテリーが使えなくなってしまう。いつ降るか分からないが、降れば必要になり維持していくためにお願いしたい。
町三区	区長	宮澤 清高	・町三区2町内 自治組合長が管理しています。 ・近年、降雪が少なく昨年・一昨年は一度も使用していませんが2025.12 バッテリー交換し試運転しています。
町四区	区長	加治木 今	
上穂町区	区長	唐澤 一登	・除雪方法が吹き飛ばすタイプのため、市街地での使用には不向きであることから、稼働することが少なくなっている。市街地ではない自治区では重機による自主除雪が行われており、やはりここで稼働することがない。 ・稼働したいところがあるとしても、保管場所からの移動手段が限られてしまい、あきらめる場合がある。保管場所も手狭で持て余しているのが現実。 ・そもそも降雪が少ないことから必要性が薄れてきている。
中沢区	区長	北原 康成	
東伊那区	支所長	田村 巴	

小型除雪機の利用状況に関するアンケート（結果）

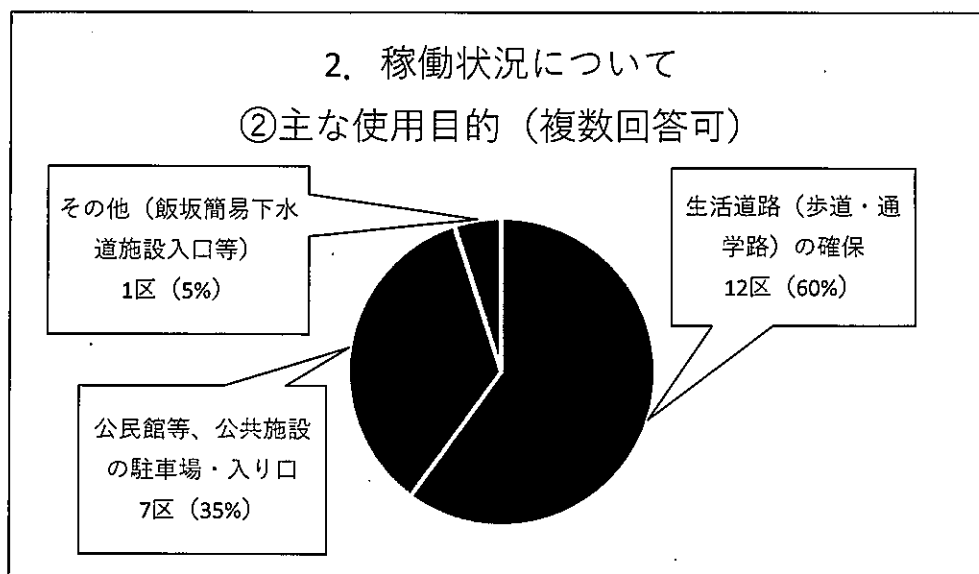
2. 稼働状況について

①稼働頻度（シーズン中）



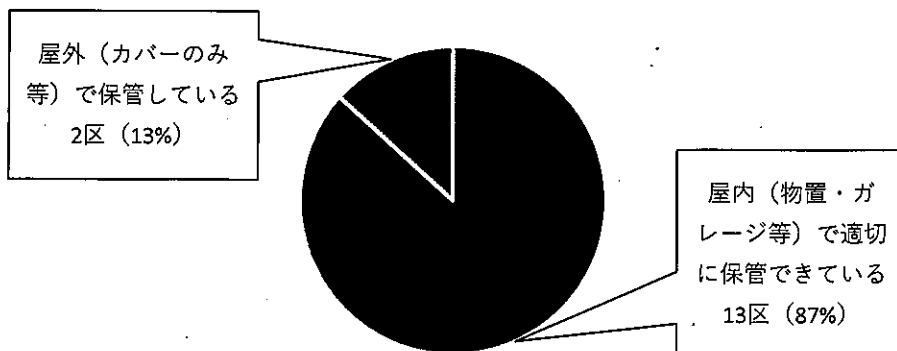
2. 稼働状況について

②主な使用目的（複数回答可）



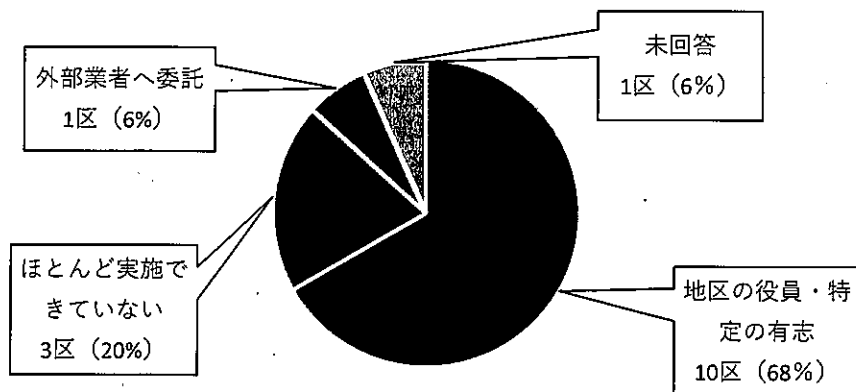
3. 管理・保管体制について

①保管場所の状態



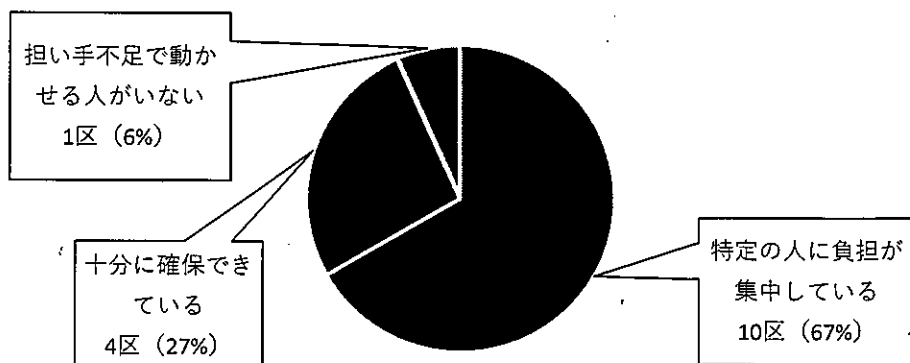
3. 管理・保管体制について

②日常点検・メンテナンスの実施者



3. 管理・保管体制について

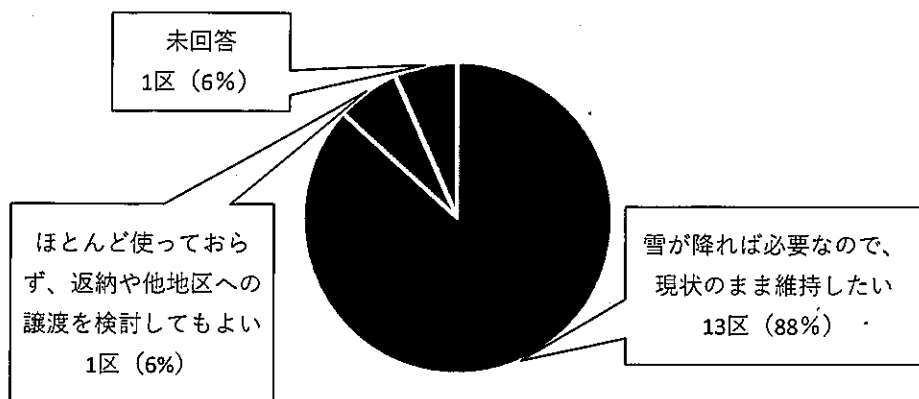
③オペレーター（運転手）の確保



小型除雪機の利用状況に関するアンケート（結果）

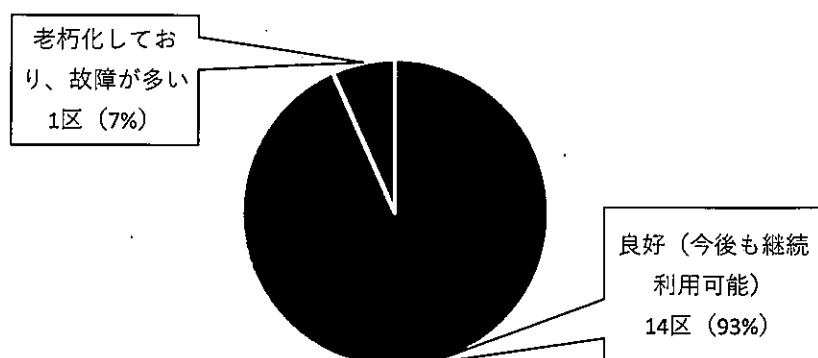
4. 遊休化および今後の意向について

①遊休化（使われていない状態）に対する実感



4. 遊休化および今後の意向について

②機械の状態



小型除雪機の利用状況に関するアンケートのお願い

駒ヶ根市役所 建設課

【調査の目的】

近年、気候変動等の影響により降雪状況が変化しています。本アンケートは、現在各区に貸与している小型除雪機の稼働状況や保管状態を把握し、今後の適切な維持管理や配置のあり方を検討するための基礎資料とします。

以下の内容を記載いただき、6月30日(火)までにご提出をお願いします。(FAX、メール可)

1. 基本情報

地区名: _____ 区 回答者役職: _____ 氏名: _____

2. 稼働状況について

降雪があった年を振り返り、該当するものにチェックをお願いします。

①稼働頻度（シーズン中）

- ☐ 降雪のたびに使用した ☐ 時々使用した（降雪時の半分程度）
☐ ほとんど使用しなかった（1日程度） ☐ 全く使用しなかった（0日）

②主な使用目的（複数回答可）

- ☐ 生活道路（歩道・通学路）の確保 ☐ 公民館等、公共施設の駐車場・入り口
☐ その他（ ）

3. 管理・保管体制について

①保管場所の状態

- ☐ 屋内（物置・ガレージ等）で適切に保管できている
- ☐ 屋外（カバーのみ等）で保管している ☐ 保管場所の確保に苦慮している

②日常点検・メンテナンスの実施者

- ☐ 地区の役員・特定の有志 ☐ 外部業者へ委託 ☐ ほとんど実施できていない

③オペレーター（運転手）の確保

- ☐ 十分に確保できている ☐ 特定の人に負担が集中している
☐ 担い手不足で動かせる人がいない

4. 遊休化および今後の意向について

①「遊休化（使われていない状態）」に対する実感

- ☐ 雪が降れば必要なので、現状のまま維持したい
- ☐ 予備として持っておきたいが、台数集約などは検討の余地がある
- ☐ ほとんど使っておらず、返納や他地区への譲渡を検討してもよい

②機械の状態

- ☐ 良好（今後も継続利用可能） ☐ 老朽化しており、故障が多い
- ☐ 故障したまま放置されている

5. 自由意見

貸与除雪機を使う際の困りごとや、市への要望（例：管理や保管、オペレーターの確保、除雪機の移動など）があればご記入ください。

（記入欄）

－お問い合わせ先－

駒ヶ根市役所 建設部

建設課 監理係

TEL:83-2111（内線 511、512）

FAX:83-1278

メール:kanri@city.komagane.lg.jp

I P無線機の整備について

1 経過

- 現在使用している防災行政無線（移動系）設備は、昭和 59 年に設置。
- 毎年、各自主防災会と無線通信訓練を実施しているが、中沢区の一部地域（中山、大曾倉、南入）については、通信ができない状況。
- 防災行政無線（移動系）設備を、携帯電話網を利用した通信を行う I P 無線機に更新することにより、有事の際の通信手段を確保し、防災対策の強化を図る。

2 I P 無線機概要

- 携帯基地局を介した通信を行う I P トランシーバーと、簡易無線局の電波を使用する業務用無線が一体となったハイブリッド無線機。
- 通信範囲は、携帯圏域であれば日本全国通信可能。また、災害等により、携帯基地局に問題が発生した場合でも、簡易無線局の電波を使用し、交信が可能となる。

3 配置先

- 「I P 無線機配置先一覧」のとおり

4 貸与品

- 無線機本体：1 台 ■充電器：1 台 ■AC アダプター：1 個
- 防災行政無線（同報系）子局ボックスの開閉キー：1 個

5 操作方法

- 「I P 無線機操作方法」のとおり

6 設置場所

- 無線機等は市が貸与するものであり、区長宅に設置することを原則とします。
- 区長宅に設置しない場合は、設置場所等について、危機管理課まで報告をお願いします。

7 取扱上のお願

- 無線機の使用は、災害時における通信（訓練を含む）に限定します。
- 設置場所は、地震被害の影響がない場所へお願いします。
- 災害が発生したとき（又は発生する恐れがあるとき）は、電源を入れ、待受状態にしてください。（※バッテリーは、使用環境により 13～25 時間程度もちます。）
- 無線機の操作は、複数の方ができることが望ましいため、自主防災組織の中であらかじめ担当を決めておき、取扱方法等を徹底していただくようご配慮ください。

8 現在貸与している無線機の返却

- 返却期限：9 月 18 日（金）（※中沢区各自治組合：9 月 10 日（木）に貸与・返却）
- 返却場所：竜西地区 ⇒ 危機管理課
中沢区（中沢区長、12 自治組合）⇒ 中沢支所
東伊那区 ⇒ 東伊那支所

【お問合せ先】

駒ヶ根市 総務部 危機管理課 地域防災係
（課長）春日 （係長）米村 （担当）林
TEL：0265-83-2111（内線 221・222）
FAX：0265-83-4348
E-mail：bosai@city.komagane.lg.jp

I P無線機 配置先一覧

R8.9.1現在

No	機 体 番 号	呼 称	配 置 先	備 考
1	408741005928	駒ヶ根 0	危機管理課	
2	408741005929	駒ヶ根 1	無線室 1	
3	408741005930	駒ヶ根 2	無線室 2	
4	408741005931	駒ヶ根 3	無線室 3	
5	408741005932	駒ヶ根 4	無線室 4	
6	408741005933	駒ヶ根 5	無線室 5	
7	408741005934	駒ヶ根 6	無線室 6	
8	408741005935	駒ヶ根 7	無線室 7	
9	408741005936	駒ヶ根 8	無線室 8	
10	408741005937	駒ヶ根 9	無線室 9	
11	408741005938	駒ヶ根 1 0	無線室 1 0	
12	408741005939	駒ヶ根 1 1	無線室 1 1	
13	408741005940	駒ヶ根 2 0	東伊那支所	
14	408741005941	駒ヶ根 3 0	中沢支所	
15	408741005942	駒ヶ根 3 1	中沢支所	中継用
16	408741005943	駒ヶ根 1 0 1	南割区	
17	408741005944	駒ヶ根 1 0 2	中割区	
18	408741005945	駒ヶ根 1 0 3	北割二区	
19	408741005946	駒ヶ根 1 0 4	北割一区	
20	408741005947	駒ヶ根 1 0 5	小町屋区	
21	408741005948	駒ヶ根 1 0 6	福岡区	
22	408741005949	駒ヶ根 1 0 7	市場割区	
23	408741005950	駒ヶ根 1 0 8	上赤須区	
24	408741005951	駒ヶ根 1 0 9	下平区	
25	408741005952	駒ヶ根 1 1 0	町一区	
26	408741005953	駒ヶ根 1 1 1	町二区	
27	408741005954	駒ヶ根 1 1 2	町三区	
28	408741005955	駒ヶ根 1 1 3	町四区	
29	408741005956	駒ヶ根 1 1 4	上穂町区	
30	408741005957	駒ヶ根 1 1 5	東伊那区	
31	408741005958	駒ヶ根 1 1 6	中沢区	
32	408741005959	駒ヶ根 1 1 7	中沢区吉瀬	
33	408741005960	駒ヶ根 1 1 8	中沢区永見山	
34	408741005961	駒ヶ根 1 1 9	中沢区菅沼	
35	408741005962	駒ヶ根 1 2 0	中沢区下割	
36	408741005963	駒ヶ根 1 2 1	中沢区中割	
37	408741005964	駒ヶ根 1 2 2	中沢区上割	
38	408741005965	駒ヶ根 1 2 3	中沢区中山	
39	408741005966	駒ヶ根 1 2 4	中沢区大曾倉	
40	408741005967	駒ヶ根 1 2 5	中沢区中曾倉	
41	408741005968	駒ヶ根 1 2 6	中沢区本曾倉	
42	408741005969	駒ヶ根 1 2 7	中沢区原	
43	408741005970	駒ヶ根 1 2 8	中沢区南入	

IP無線機 操作方法

1 電源を入れる

■「電源/音量つまみ」を右（時計方向）に回し、「カチッ」と音が出ることを確認のうえ、12時位の位置まで回す。⇒「ピー」と音が鳴り、画面が表示される。

■画面が下図のようになっているか確認する。

・電源を入れたあと、表示の上段（全体）は以下の順番で変わっていきます。

「LTE 起動中 → 接続試行中 → 設定取得中 → 設定取得成功 → 全体」

※電源を入れてから使用できるまで40秒程度かかります。



＜設定を変更してしまった場合＞

- ①電源を一度切る
- ②再度電源を入れる。⇒ 元の設定に戻る
- ③「CLR」ボタンを長押ししてキーロックを設定
- ④「」マークが表示

2 送信方法

■無線機に向かって左側面の「送信ボタン」を押しながら、無線機に向かって話し、終了したら、「送信ボタン」から指を離す。

①IP無線として使用（通常時）：左側面上のボタンを押す

②簡易無線として使用（IP無線使用不可時）：左側面中央のボタンを押す

3 呼出・応答・終了

■呼出

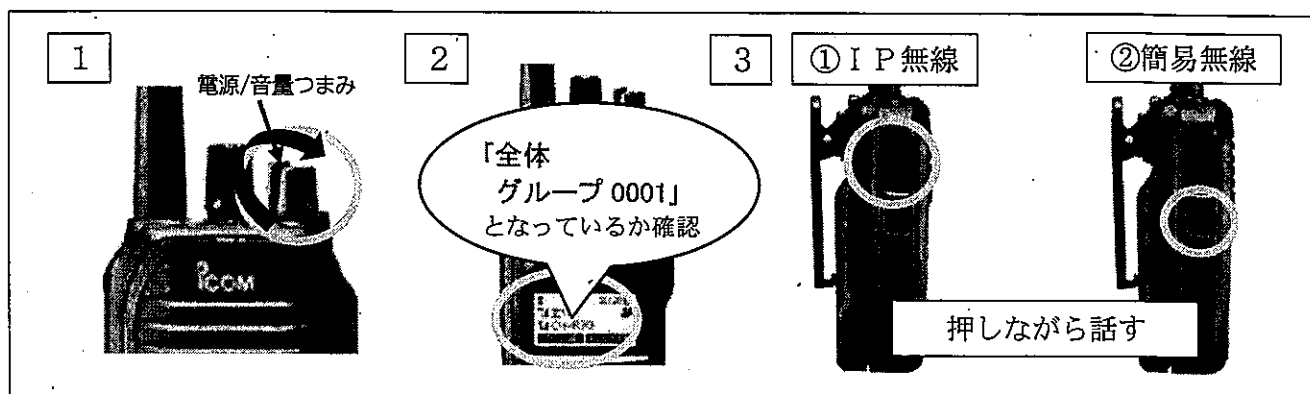
「相手局の呼出名称」を	3回以下	「駒ヶ根市災害対策本部」
「こちらは」を	1回	「こちらは」
「自局の呼出名称」を	3回以下	「駒ヶ根□□□（呼称番号） ○○○区 自主防災会」

■応答

「相手局の呼出名称」を	3回以下	「駒ヶ根□□□（呼称番号） ○○○区 自主防災会」
「こちらは」を	1回	「こちらは」
「自局の呼出名称」を	1回	「駒ヶ根市災害対策本部」
「どうぞ」を	1回	「どうぞ」

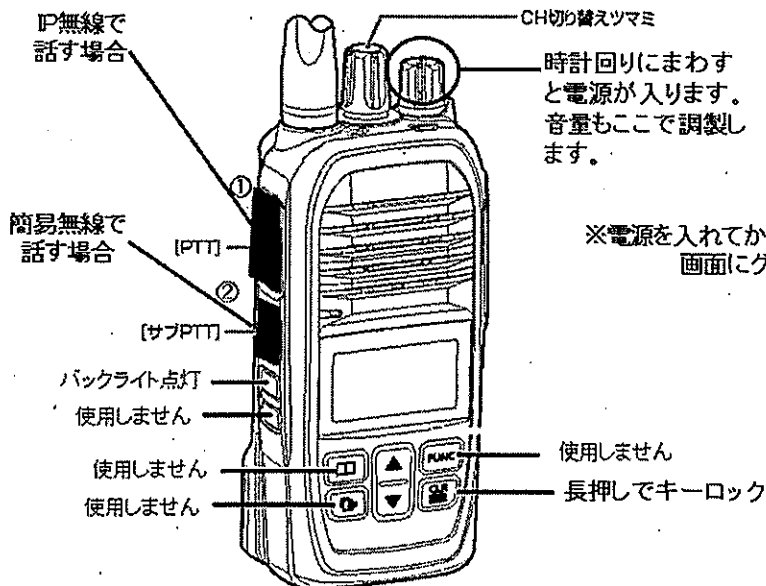
通話

■終了 「以上、駒ヶ根□□□（呼称番号） ○○○区 自主防災会」



IP無線機 取扱説明書

■各キーの使いかた



※電源を入れてから、無線機が使用出来るまで40秒ぐらい掛ります、画面にグループ名が表示されたら使用可能です

■IP無線機での通話方法

①のプレスボタンを押して通話してください。

■簡易無線機での通話方法

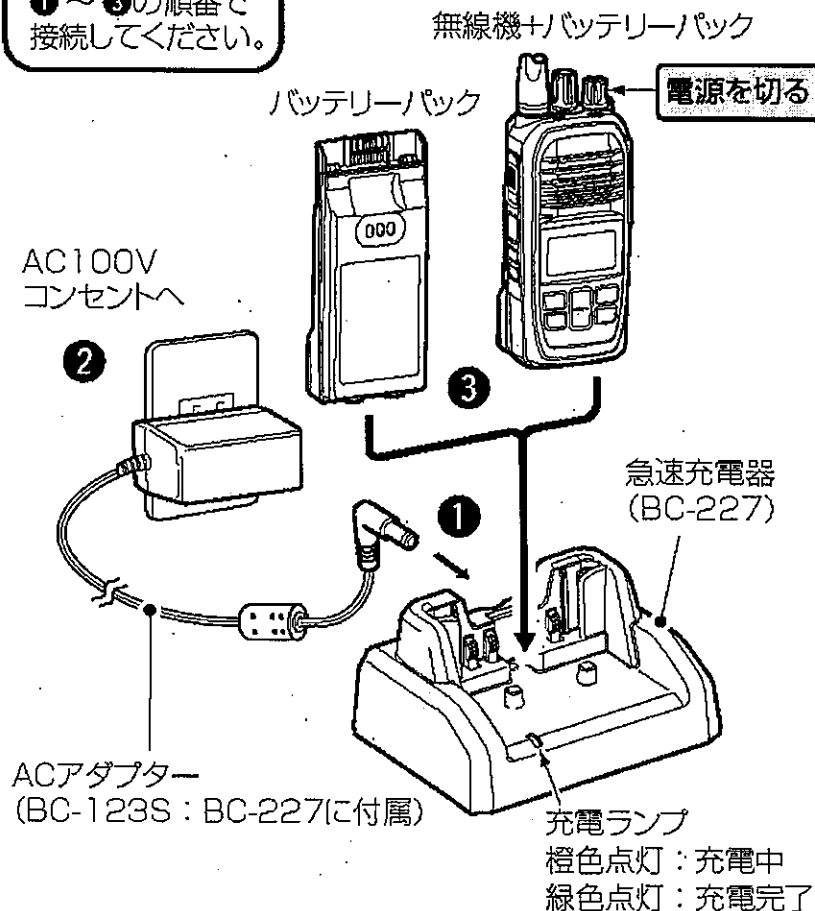
②のプレスボタンを押して通話してください。通話後はプレスボタンを話してください。

※通話時は無線機から10cmくらい話して通話してください。

※通常はキーロックしておくことをお勧めします。(誤作動防止の為)

IP無線機 充電方法

①～③の順番で接続してください。



一緒に
考えよう!

駒ヶ根市

地域住民と外国籍住民が
ともに考える防災講座

テーマ もし今日、駒ヶ根で災害が起きたら?

～外国籍住民と地域住民と一緒に体験する防災ワークショップ～



日時

令和8年9月26日(土)
午前10時～12時30分

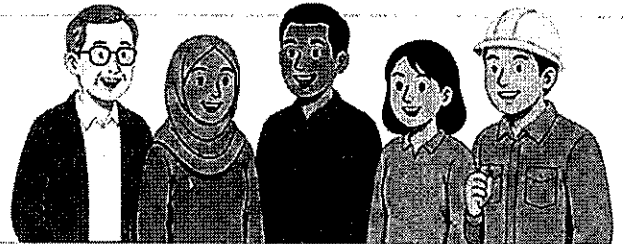
場所

駒ヶ根市役所 (駒ヶ根市赤須町 20-1)

参加
無料

参加対象

- 外国籍住民
- 日本人ボランティア
- 外国籍住民を雇用する企業
- 自治会の役員 など



内容

① 「駒ヶ根で
起こる災害」
写真クイズ駒ヶ根で実際に
起こりうる災害を
写真で学びます。② 「災害体験
ゲーム」
絵カードゲームを通して、
災害時の行動や
判断を体験!③ 「困ったこと
発見ワーク」災害時に困ることや
不安なことを出し合い、
解決のヒントを見つけます。④ 「未来会議&
交流タイム」次にできそうなことを
みんなでアイデアを
出し合います。⑤ 避難所
シミュレーション避難所での生活を
体験し、必要なことを
考えます。

⑥ 非常食試食

非常食を試食して、
「おいしさ」や「備え」の
大切さを知ろう!

主催 駒ヶ根市

共催 地球人ネットワークinこまがね

協力 NPO法人 多文化共生マネージャー全国協議会

申込期限 9月24日(木)

申込フォームまたはお電話にてお申し込みください。

URL: <https://bit.ly/4wVLvQG>

電話申込・お問い合わせ

駒ヶ根市企画振興課 地域政策係
0265-83-2111 (内線245)

申込時の個人情報は本講座以外の目的に使用しません。

申込フォームはこちら



区長 各位

令和 9 年度コミュニティ助成事業申請について

駒ヶ根市役所 総務部 総務課長

財団法人 自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している「令和 9 年度コミュニティ助成事業」への申請団体を下記のとおり報告いたします。

記

【一般コミュニティ助成事業】

南割区 南割第二自治会
 中割区
 北割二区 柏木自治会
 北割二区 光前寺自治会
 小町屋区
 福岡区 福岡第二自治組合
 福岡区 辻沢自治組合
 下平区
 町二区 町 2 区 1 3 町内
 上穂町区
 中沢区 菅沼自治組合
 中沢区 大曾倉自治組合

【地域防災組織育成助成事業（ア）自主防災組織育成】

町四区 北の原自主防災会

【地域防災組織育成助成事業（イ）消防団育成】

駒ヶ根市消防団

（区名簿順で記載）

なお、令和 9 年度コミュニティ助成事業申請の採択結果につきましては、令和 9 年 5 月上旬の予定となっております。申請いただいた団体の皆様におかれましては、次年度の役員へ引継ぎをしていただきますようお願いいたします。

今後ともお世話になりますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上



【問合せ先】

駒ヶ根市役所 総務部 総務課 自治組織創生室
 課長：中嶋 憲一 （担当）室長：北原 忍
 電 話：83-2111（内線 216）

集会施設等LED化補助事業 今後の流れ

総務課 自治組織創生室

1 市から補助金交付決定通知書を送付



2 事業開始

- ・事業費の増減など事業内容に変更の必要が生じた場合は、事前に市総務課へご連絡ください。変更申請をしていただきます。(交付決定後に、事業費が増額となった場合の増額分は、申請団体で負担をお願いします。減額となった場合の補助金額は減額となります。)
- ・事業実施箇所が分かる工事施工前の写真の撮影をお願いします。
※ 申請の総数と一致するように実施箇所の撮影をお願いします。写真は、全ての実施箇所が分かれば、複数箇所をまとめて撮影いただいても差し支えございません。



3 工事完了後、次の書類を総務課へ提出

【提出書類】

- ・駒ヶ根市補助金等請求書
※ 記入例を参考に提出をお願いします。
- ・補助対象経費の内容が確認できる請求書等の写し
- ・事業実施箇所が分かる工事施工前後の写真
※ 申請の総数と一致するように実施箇所の撮影をお願いします。写真は、全ての実施箇所が分かれば、複数箇所をまとめて撮影いただいても差し支えございません。

4 3の書類を確認後、申請団体の口座へ補助金額をお支払い
※お支払いまでに10日ほど要します。

5 業者へ支払い後、下記の書類を総務課へ提出（2月末めど）

【提出書類】

- ・駒ヶ根市集会施設等LED化補助事業実績報告書
- ・補助対象経費に関する領収書の写し

様式第3号 (第6条関係)

駒ヶ根市補助金等請求書

令和 9

住所は、代表者の住所
氏名は、自治組織名
をご記入ください。

(提出先) 駒ヶ根市長

住所(所在地) 駒ヶ根市赤須町20番1号
請求者 氏名(名 称) 駒ヶ根区
代表者氏名 駒ヶ根 太郎

印

下記のとおり請求します。

金 660,000 円也

ただし、令和8年度集会施設等LED化補助事業補助金として

事業の概要又は補助金等の算出基礎		駒ヶ根区集会所 交付決定額 666,000円				
振込 口座	ソースカツ 銀行	こまぶう 支店	口座 番号	普 〇〇〇〇	名 義	駒ヶ根区 区長 駒ヶ根 太郎

口座名義は、正確に
ご記入ください。

区長 各位

令和 8 年度 モデル事業の実施地区について

駒ヶ根市役所 総務部 総務課

令和 8 年度モデル事業の実施につきまして、今年度の実施地区が決定しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 地域事務局機能の試行（区・自治会の事務の棚卸し）：町三区
- 2 地域の教科書づくり：応募なし
- 3 デジタル活用モデル（SNS などのツールを用いた連絡網整備等）：上赤須区、町一区

なお、地域の教科書については、応募がなかったため、今後のモデル事業募集に向けて、作成の目的や内容を理解いただくために、改めて、区長会で具体的な作成手続等について、踏み込んで説明するとともに、他地域の事例を参考に、市でひな型を作成するなど手法を検討します。

地域の教科書は、地区の行事や自治組織加入にあたって必要な情報が見える化し、移住をお考えになっている方や新規加入者の皆さんに、暮らしの魅力を知っていただくためにも、各区で作成していただきたいと考えております。

担当 総務課 自治組織創生室
電話 0265-83-2111（内線 216）